

森林整備緊急対策支援事業

目 的 森林の有する公益的機能の早期回復に資するため、間伐や森林作業道整備等の取組を支援する。

【事業内容】

事業区分	補助の内容	補助額
・保育間伐 ・搬出間伐	1 施行地当たりの面積は、0.1ha以上とし、本数間伐率でおおむね30%とする。	県標準単価＋森林保険加入費用＋代理申請手数料 ※搬出間伐はha当たりの搬出材積により標準単価から減額あり
・森林作業道整備	間伐材搬出等林業経営のため必要な森林作業道を対象とする。	1.開設：3,000円/m 2.路面整備：400円/m 3.災害復旧：事業費の90%以内、上限50万円 ほか
・溪畔林整備	溪流周囲の荒廃人工林を対象とし、伐採や植栽、下刈り等を対象とする。	事業に要する経費の100%以内
・高性能林業機械導入	ハーベスタ、フェラーバンチャ等の林業機械の購入費用を対象とする。	補助対象経費の1/2以内。上限2,000万円

【事業実績】

事業区分	事業量	補助額	備考
森林作業道整備	路面整備	15,646m	6,258千円
	災害復旧	3箇所	1,500千円
	木柵設置	18m	27千円
溪畔林整備	改良	1箇所	5,773千円
	下刈り	3箇所	494千円
高性能林業機械導入	1台 (次年度へ繰越1台)	15,356千円 (次年度へ繰越10,845千円)	ハーベスタ (次年度へ繰越フォワーダ)
合 計		29,409千円	

（注）総額と内訳の計が一致しないのは、四捨五入による。

木柵設置



高性能林業機械導入



令和6年度 いの町森林整備緊急対策支援事業
いの町 森林環境譲与税



導入した機械には事業名と森林環境譲与税ロゴマークを表示